

◇ 誤請求事例 ◇

処置料

ギプス料に四肢加算を算定しています

指定病院 等の番号	病院等 の名称
--------------	------------

帳票種別 3 4 7 0 3	修正項目番号	①新継再別 1 初診 3 転医 5 継続 7 再診	②転帰事由 1 退院 3 継続 5 転医 7 中止 9 死亡	③支払額
④労働保険番号	⑥生年月日	⑦傷病年月日	⑧増減理由	⑨決定年月日
⑩療養期間	⑪診療実日数	⑫処理区分	⑬合計額	
修正欄				

診
療
費
請
求
内
訳
書
(
入
院
外
用
)

労働者の氏名	(49 歳)	傷病の部位及び傷病名	右手第4指中節骨骨折
事業の名称		傷病の経過	上記傷病に対し、ギプス固定を行った。
事業場の所在地	都府道 郡区市		

1. 請求内容と正しい算定

- ◎ ギプス料に四肢加算を算定しています。
- ◎ ギプス料は四肢加算の対象ではありません。

2. 労災特掲料金

- ◎ 四肢（鎖骨、肩甲骨及び股関節を含む）の傷病に対し、下記に掲げる処置を行った場合、健保点数の1.5倍により算定することができます。
 - 《一般処置・皮膚科処置》
 - ①創傷処置
 - ②熱傷処置
 - ③絆創膏固定術
 - ④鎖骨又は肋骨骨折固定術
 - ⑤重度褥瘡処置
 - ⑥爪甲除去（麻酔を要しないもの）
 - ⑦穿刺排膿後薬液注入
 - ⑧ドレーン法
 - ⑨皮膚科軟膏処置
 - ⑩皮膚科光線療法
 - 《整形外科的処置》
 - ⑪関節穿刺
 - ⑫粘（滑）液嚢穿刺注入
 - ⑬ガングリオン穿刺術
 - ⑭ガングリオン圧碎法
 - ⑮鋼線等による直達牽引（2日目以降）
 - ⑯介達牽引
 - ⑰矯正固定
 - ⑱変形機械矯正術
 - ⑲消炎鎮痛等処置
 - 「マッサージ等の手技による療法」
 - 「器具等による療法」
 - 「湿布処置」
 - ⑳低出力レーザー照射
- また、赤字で示した処置を手（手関節以下）及び手の指の傷病に対して行った場合は、健保点数の2.0倍で算定できます。

⑧その他	薬剤	処方せん	回	40	*四肢ギプスシーネ（手指及び手、足）（片側） (490 × 2.0)	980 × 1
小計	点	円				